

○国立大学法人宮崎大学学長の任期に関する規程

〔平成28年6月22日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第20条第3項の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学学長（以下「学長」という。）の任期に関し必要な事項について定める。

(任期)

第2条 学長の任期は3年とし、再任を妨げない。再任の任期は3年とする。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(規程の改正)

第3条 この規程を改正するときは、学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。